（鑑定委員規則の一部改正）

第六条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六千三百十円」を「六千五百四十円」に改める。

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

第七条　執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「五千六百二十円」を「五千八百二十円」に改める。

第四十条第一項中「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第八条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万五百円」を「一万九百円」に、「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に改める。

附　則

1　この規則は、令和八年七月一日から施行する。

2　この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○気象庁告示第五号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第四十六条の規定に基づき、気象庁船舶気象無線通報規則（昭和三十五年気象庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十日

気象庁長官　野村　竜一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　気象庁船舶気象無線通報（以下「船舶通報」という。）は、船舶の運航に利用されることを目的として、気象庁が行う東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺にある地域における警報、概況報（気圧系、前線系等の概要を内容とする資料）及び予報等の無線通信による発表をいう。	**第一条**　気象庁船舶気象無線通報（以下「船舶通報」という。）は、船舶の運航に利用されることを目的として、気象庁が行う東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺にある地域における警報及び概況報（気圧系、前線系等の概要を内容とする資料）の無線通信による発表をいう。

附　則

1　この告示は、令和八年七月三十日から施行する。

2　改正後の規定は、施行日の十一時以降に行う通報について適用し、同日十一時前に行う通報については、なお従前の例による。

その他告示

○内閣府告示第七十四号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
β－グルコシダーゼ	*Bacillus subtilis* NTI 06（pHYT２PsBG）株を利用して生産されたβ－グルコシダーゼ	日本食品化工株式会社
リボフラビン	RFE 8922株を利用して生産されたリボフラビン	DSM株式会社

○法務省告示第五十号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、同法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

令和八年六月十日

法務大臣　平口　洋

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会

二　名　称　第二十一回土地家屋調査士特別研修

三　期　間　令和八年六月二十四日から同年九月五日まで

四　内　容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査

○農林水産省告示第七百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　さんま 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 91,554トン	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　さんま 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 95,623トン